

(意見書案第3号)

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書

今年度末、約538兆円に達する見込みの国債残高を縮減するために、本格的な景気回復及び持続的な経済成長による税収増を図ることはもとより、ますます増大する社会保障関係費の財源確保策として税制の改革は避けて通れない課題である。

しかし、一方で行政のむだを徹底的に省くことなしには、到底国民の理解や支持は得られない。

まずは、歳出見直し・削減を先行させるべきであり、そのために国の全事業を洗い直す「事業仕分け」を実施する必要がある。

「事業仕分け」は、民間の専門家による視点を導入して徹底した論議を行うため、行政関係者の意識改革にもつながり、関係者の納得の上で歳出削減を実現する無理のない手法として高く評価されている。

よって、政府においては、行財政の効率化によって捻出された財源の一定部分を必要な新規事業に振り向けるという考え方をもちながら、早急に「事業仕分け」に着手するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月24日

釧路市議会

内閣総理大臣 }  
内閣官房長官 }宛